

水漏れ修繕等給水装置工事対応可能事業者のホームページへの掲載に係る要領
(一部抜粋)

(申込手続き)

第3条 指定工事業者が、事業者一覧に掲載を希望する時は、水漏れ修繕等給水装置工事対応可能事業者一覧掲載申込書(様式第1号。以下「掲載申込書」という。)を、水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。ただし、指定工事業者が規程に基づき提出した指定給水装置工事事業者指定更新確認書の提出をもって、前項の掲載申込書の提出に代えることができるものとする。

(登録の要件及び責務)

第6条 事業者一覧に情報が掲載される指定工事業者(以下「掲載事業者」という。)は、次の各号の責務を負う。

- (1) 事業者一覧に記載される内容については、確実に対応できる体制を講じなければならない。
- (2) 事業者一覧に掲載される電話番号は、営業時間(対応可能時間)内において常時連絡が可能でなければならない。
- (3) 管理者から工事等に関する報告を求められた場合は、指定された期日までに報告しなければならない。

2 掲載事業者は次の各号に対し誠実に対応すること。

- (1) 市民等に対し、事前に出張費用、見積費用及び工事の概算見積金額等を提示すること。
- (2) 市民等に対し、工事着手前に次に掲げる事項について、明確かつ平易に説明し、了承を得たうえで工事に着手すること。
 - ア 施工方法、使用材料、施工時間等
 - イ 工事に必要な費用(見積の内容)
- (3) 市民等からの工事の依頼または苦情に対し、迅速丁寧かつ誠実に対応すること。
- (4) 市民等への言葉遣いや態度に注意し、社内で接遇に関する研修を行う等、接客に関する苦情がないように努めること。
- (5) 水道部が行う指定工事業者向けの講習会に参加すること。

(掲載内容変更の届出)

第7条 掲載事業者は、事業者一覧の掲載内容に変更があった場合は、速やかに掲載内容変更届(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。

(掲載中止の届出)

第8条 掲載事業者は、事業者一覧への掲載を中止する場合は、速やかに掲載中止届(様式第3号)を管理者に提出しなければならない。